

石川県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条第1項の規定に基づき、県内の関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、石川県障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者差別に関する相談・対応事例の共有
- (2) 障害者差別の解消に向けた普及啓発
- (3) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会の構成は別表のとおりとし、委員は構成機関に所属する者とする。

2 座長は、健康福祉部障害保健福祉課長をもって充てる。

(会議)

第4条 座長は協議会を総理し、会議を招集する。

2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への参加を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害保健福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>関係機関・団体等</p>	<p>石川県身体障害者団体連合会 石川県視覚障害者協会 石川県聴覚障害者協会 石川県手をつなぐ育成会 石川県精神障害者家族会連合会 石川県社会福祉協議会 石川県民生委員児童委員協議会連合会 石川県社会福祉士会 石川県相談支援専門員協会 石川県社会福祉協議会 障害福祉施設部会 石川県知的障害者福祉協会 石川県精神障害者支援事業所連絡会 日本精神科病院協会石川県支部 石川県医師会 石川県歯科医師会 石川県看護協会 石川県経営者協会 金沢弁護士会</p>
<p>行政</p>	<p>金沢地方法務局 石川労働局 金沢市福祉局障害福祉課（市町代表） 石川県総務部総務課人権推進室 石川県健康福祉部障害保健福祉課 石川県土木部建築住宅課 石川県保健所長会 石川中央保健福祉センター福祉相談部 石川県消費生活支援センター 石川県教育センター 石川県警察本部警務部警務課</p>